



令和6年 4月1日から 不燃ごみの分別の一部が変わります

1 分別に新しく「有害ごみ」が加わります

火災の原因となる危険な不燃ごみを新たに「有害ごみ」として分別することで、火災を防ぎ安全に運搬、処理をします。小型破碎ごみを収集しているごみステーションで毎月1回収集します。

2 「乾電池等」の電池の種類と収集回数が増えます

これまでごみステーションに出すことができなかった充電式電池とボタン電池を、「乾電池等」の収集に出すことができるようになります。また、「乾電池等」の収集日が毎月1回に変わります。

有害ごみ

毎月1回収集

有害ごみとは、ライター、スプレー缶・カセットボンベ類、充電式電池一体型製品(取り外しができない充電式電池が内蔵されている製品)のことです。※50cm未満のものに限る。50cm以上のものは大型ごみ。

ライター



スプレー缶・カセットボンベ類



充電式電池一体型製品

【例】



【有害ごみの出し方】

- ごみステーションの収集容器に直接入れてください。袋には入れないでください。
- 小型破碎ごみに出されても収集しません。
- ライターやスプレー缶・カセットボンベ類は、必ず中身を使い切ってください。
- 液体など中身が残っているときは、紙や布に浸み込ませてください(紙や布は可燃ごみ)。
- スプレー缶・カセットボンベ類は、穴を開ける必要はありません。
- ガスや液体の中身が残っているものは、ごみステーションには出せません。従来どおり、鳥取県東部環境クリーンセンターへ持ち込んでください。【有料:10kgごとに390円】
- ボタン電池など電池が取り外せない不燃ごみも有害ごみです。※幼児用の照明付の靴は可燃ごみ。
- 小型破碎ごみ、資源ごみ(ビン・缶)等を使用している容器を使用してください。※容器に貼る「有害ごみ」シールが必要な場合は、生活環境課又は総合支所市民福祉課窓口で配布します。



●充電式電池が取り外せる製品の場合は、電池を取り外し、取り外した充電式電池は「乾電池等」へ、製品本体は「小型破碎ごみ」へ出してください。

【例】



→ 本体、充電器は小型破碎ごみ

→ 充電式電池(バッテリー)は乾電池等

乾電池等

毎月1回収集

乾電池、蛍光管(LED直管、電球型蛍光管含む)、水銀使用製品(体温計、血圧計など)に加え、充電式電池、ボタン電池が出せるようになります。

これまで乾電池等で収集していたもの

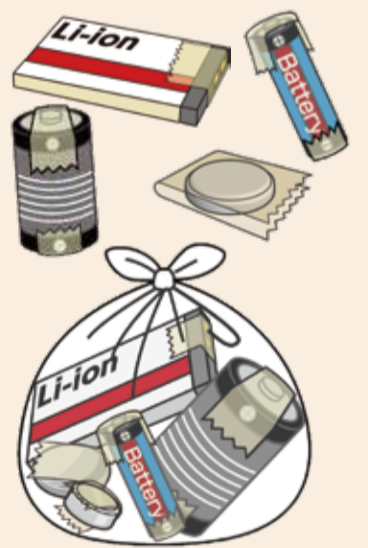


新たに収集できるようになるもの



【乾電池等の出し方】

- 発熱や発火を防ぐため、すべての電池に対して(+) (-)の両極にテープを貼って絶縁処理をしてください。絶縁処理に使用するテープは、セロハンテープ、ガムテープ、ビニールテープなど種類は問いません。
- 乾電池、充電式電池、ボタン電池は、まとめて透明(半透明)の袋に入れて出すことができます。
- 有害ごみと混ぜて出さないでください。



※充電式電池とは右記のリサイクルマークがある充電して繰り返し使える電池のことです。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



鉛蓄電池

鉛蓄電池は、主に自動車やバイクのバッテリー、ポータブル電源、太陽光発電、電柵などに使用されていますが、希硫酸という危険な液体が含まれることからごみステーションへの持出を禁止しています。必ず購入先や専門業者に処理を依頼してください。

※家庭ごみの分別と出し方ガイド・ポスター令和5年10月版をお持ちの方は、11ページに記載の左記マークに×を記入して対象から消してください。



SUGO!USAGI

有害ごみ、乾電池等の収集日について

有害ごみと乾電池等は毎月1回収集します。具体的な収集曜日は、市報3月号の付録「令和6年度ごみの収集計画表」や公式ウェブサイトでご確認ください。

※鳥取地域は有害ごみと乾電池等の収集曜日は同じ日に、新市域は別の日となっています。

※乾電池等の収集日は令和5年度から変更となっていますのでご注意ください。

※家庭ごみの分別と出し方ガイド・ポスター令和5年10月版をお持ちの方は、乾電池等の収集日が2か月に1回から毎月1回になる旨を手書きで修正してご使用ください。



鳥取地域版



新市域版(地域ごとに内容が異なります)

下記もご利用ください。

地域別「ごみカレンダー」

地域別の収集曜日ごみカレンダーを掲載しています。

- ・本市公式ウェブサイト
- ・ぴよんぴよんチャンネル(12CH)データ放送
- ※ケーブルテレビへの加入が必要です。



鳥取市公式ウェブサイト
収集曜日一覧

LINEでごみの日を配信

鳥取市公式LINEを友だち登録し、「ごみの日配信登録」をすると、ごみの収集日の朝6時前後に通知が届きます。



鳥取市公式LINE
ID:@tottori-city

ごみステーションの看板について

収集曜日看板は現在配布していません。看板が不要な場合は市が処分しますので、生活環境課又は総合支所市民福祉課の窓口にお持ちください。収集曜日表示が必要な場合は、ラミネート看板(A3サイズの紙をポリフィルムでラミネートしたもの)を生活環境課又は総合支所市民福祉課の窓口で配布可能ですので、町内会名、必要枚数などを事前にご連絡ください。

ごみステーション

可燃ごみ	毎週	月・木	曜日
プラスチック	毎週	水	曜日
小型破碎ごみ	毎週	水	曜日
資源ごみ(ビン・缶)	毎週	水	曜日
ペットボトル	毎週	月	曜日
古紙類	第1	月	曜日
乾電池等	第4	木	曜日
有害ごみ	第4	木	曜日

- 可燃ごみ・プラスチックは必ず市の指定袋に入れて出してください。(それ以外の袋の場合は収集されません。)
- 区域外の方は、ここにゴミを出さないでください。
- 大型ごみはここに持ち込まないでください。
- 分別方法・時間・曜日をきちんと守りましょう。

みんなのごみステーションです。きれいに使いましょう。

管理：〇〇町内会



鳥取市ではこんな火災が起きています!

令和3年3月 車両火災の様子



家庭ごみの処理施設でリチウムイオン電池が原因と思われる大きな火災が2件、収集時のガスボンベが原因と思われる車両火災が2件起きています。不燃ごみを処理している鳥取県東部環境クリーンセンターでは、小型破碎ごみの処理中に確認した発火件数(令和4年度実績)は、年間117件です。そのうちリチウムイオン電池が原因の発火は56件で、稼働日の2~3日に1度は発火を確認しています。

安全のため、分別の徹底にご協力をお願いします。